

国保に加入しなければならない人は

国保は病気やケガにそなえて、安心して医療が受けられるように、加入者がそれぞれの収入に応じて保険税を出し合い、そこから医療費を支払おうという助け合いの制度です。

「勤め先（職場）の健康保険」に加入している人やその扶養家族、「後期高齢者医療制度」に加入している人、生活保護を受けている人を除いて、すべての人がお住まいの市区町村の国民健康保険（国保）に加入しなければなりません。

従来の保険証から マイナ保険証を 基本とした制度へ

令和6年12月2日以降、制度改正により保険証の新規・再発行が終了しました。従来の保険証に代えて、マイナ保険証の保有状況にに応じ「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を交付します。

医療機関等の窓口では、マイナ保険証または資格確認書をご提示ください。なお、現在お持ちの保険証は

令和7年7月31日（一部の方を除く）までは使用することができます。

（注）マイナ保険証とは保険証利用登録を行ったマイナンバーカードのことです。

マイナンバーカードが 保険証として利用できます

オンライン資格確認ができる医療機関等では、マイナンバーカードが保険証として利用できます。マイナ保険証が機械の不具合などで使えない場合は、「マイナ保険証」と「資格情報のお知らせ」両方を提示してください。

マイナンバーカードを保険証として利用登録する場合は、医療機関等の受付（カードリーダー）やマイナポータルから行うことができます。また、国保けんこう課の窓口でも利用登録のサポートを行っています。

国保加入や喪失の届出

国保に加入するときや国保をやめるときは、14日以内に市民課へ届出が必要です。（勤務先などが加入者

にかわって国保喪失を市に届け出ることはありません。また、マイナ保険証をご利用の方もこの手続きは必要となります。）

また、大村市国保資格喪失後に大村市国保の保険証等を医療機関に提示して受診することはできません。もし、受診した場合は、後日、7〜8割分の医療費や高額療養費の返還について請求する場合があります。

よくある質問

Q 大村市に転入してきました。国民健康保険加入の手続きに
ついて教えてください。

前住所地で国保だった方は、転入手続きをするときに、加入の申し出をしてください。

ただし、転入直前まで社会保険などに加入していた方は、社会保険などをやめた証明書が必要です。

Q 市外へ転出し、大村市国民健康保険を喪失する場合、どのような手続きが必要ですか。

市民課で転出手続きをしていた場合、大村市の国民健康保険の資格も一緒に喪失されます。必要なもの

は、届出人の本人確認ができるもの（運転免許証など）と転出する方全員の保険証または資格確認書です。また、70歳から74歳の方は、転出先へ提出していただく負担区分証明書を交付いたします。

Q 会社を退職し、国民健康保険に加入したいのですが。

手続きは市民課で行います。必要なものは、職場の健康保険をやめた証明書（資格喪失証明書）または離職票（退職日のわかるもの）です。なお、全ての届出には本人確認書類（運転免許証など）が必要です。

届出は、すみやかに

国保加入の届出が遅れ、保険証等のない状態で医療機関を受診した場合、医療費を全額支払うこととなります。また、国保の資格取得日は届出の日ではなく、以前加入していた健康保険などの資格を喪失した日です。その日までさかのぼって保険税が課税されるため、届出が遅れると1回あたりの保険税の納付額が高額になることがあります。